

<<<新旧対照表>>>

新		旧	
○多治見市市政基本条例 平成18年9月28日条例第41号 (個人情報の保護) 第31条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、 個人情報の保護に努めなければなりません。 2 市民は、自らに関する個人情報の開示、訂正、 削除、利用停止を請求する権利があります。 <u>【削る】</u>		○多治見市市政基本条例 平成18年9月28日条例第41号 (個人情報の保護) 第31条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、 個人情報の保護に努めなければなりません。 2 市民は、自らに関する個人情報の開示、訂正、 削除、利用停止を請求する権利があります。 <u>3 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に 条例で定めます。</u>	
摘要	改正理由 個人情報保護法の改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令和5年4月1日施行部分）に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となることから、市の個人情報保護条例（平成8年条例第25号）は廃止することとなりました。 このため、同条例の根拠規定である市政基本条例第31条第3項を削ることとします。		